

特定自動車運送業準備所属機関（受入れ企業・事業主の方）による報告 提出資料一覧表

雇用条件を変更したとき（変更から１４日以内に報告が必要です。）				
元々の雇用契約を維持したまま契約内容の一部に変更が生じた場合が対象です。改めて雇用契約を締結した場合や雇用契約を更新した場合は含まれません。※赤字は提出必須になります。				
報告が必要な変更事由	報告書様式	添付書類（共通）	添付書類	備考
雇用契約期間	特定自動車運送業準備雇用契約の変更に係る報告書 （分野参考様式第１５－１３－１号）	雇用条件書 （分野参考様式第１５－７号） ※雇用条件の変更部分のみ記載した後、対象となる外国人が十分に理解できる言語で翻訳・説明し、当該外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該外国人の署名を受けたものを添付してください。		元々の雇用契約期間を短くした場合に報告を提出してください。
就業の場所 事業所の 変更				連絡先のみの変更の場合は報告不要です。
従事すべき業務の内容			○特定自動車運送業準備外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料	業務区分を変更した場合、報告を提出してください。
労働時間等			（変形労働時間制を採用又は廃止した場合） （所定労働時間数・日数を変更した場合） 変形労働時間制に関する協定書の写し （労働時間がフルタイムでなくなった場合） フルタイムではないこと理由書	下記のいずれかに該当する場合、報告を提出してください。 ・変形労働時間制（１年単位の変形労働時間の場合のみ）を採用又は廃止した ・「所定労働時間数」又は「所定労働日数」を変更した ・所定労働時間がフルタイムでなくなった
休日				年間合計休日日数が減少した場合、報告を提出してください。
休暇				当初の契約より年間休暇日数を減らす場合のみ、報告を提出してください。
賃金			特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書 （分野参考様式第１５－５号）	直近に入管局へ提出した雇用条件書の「Ⅶ．賃金」欄に変更が生じた場合（賃金の増額等特定自動車運送業準備外国人にとって利益となる場合を除く。）、報告を提出してください。 特定自動車運送業準備外国人の報酬に関する説明書は、在留申請時に「比較対象となる日本人」として申告した日本人の賃金改定等に伴い、特定自動車運送業準備外国人の賃金が変わった場合に提出してください。
退職に関する事項				従前に提出した雇用条件書の「Ⅷ．退職に関する事項」欄に変更が生じた場合、報告を提出してください。
その他 （社会保険、労働保険の適用状況等について）			特定自動車運送業準備所属機関の ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明） ・労働保険関係成立届の写し ・労働保険の概算保険料申告書の写し 等	下記のいずれかに該当する場合、報告を提出してください。 ・健康保険、厚生年金保険の適用事業所になった場合又は適用事業所でなくなった場合 ・労働保険の適用事業所となった場合（左記のいずれかを提出してください。）

契約期間満了前に雇用契約が終了するとき ※赤字は提出必須になります。

※特定自動車運送業準備外国人の申出による退職、経営上の理由による退職、重責解雇、行方不明、病気・けが、死亡等により、当初の雇用契約期間満了前に雇用契約が終了する場合が対象です。

必要な報告書	提出時期	備考
特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書 （分野参考様式第１５－１３－２号）	雇用契約が終了した場合、終了したときから１４日以内に報告を提出してください。 （在留期間中に雇用契約の終期が到来した場合において、雇用契約の満了日から再度雇用契約を締結又は更新する場合を除く。） （特定自動車運送業準備外国人に対する支援実施の全部を登録支援機関に委託していた場合） 届出時に当該特定技能外国人に係る支援委託契約が終了していた場合は、分野参考様式第１５－１３－２号の②Ａｃ欄に記載して報告を行ってください。	

新たな雇用契約を締結したとき（締結から１４日以内に報告が必要です。）

「新たな雇用契約の締結」とは、雇用契約を終了し、当該終了に係る届出がされた後、在留期間内に同一の特定技能所属機関と再度雇用契約を締結する場合です。※赤字は提出必須になります。

報告書	添付資料	備考
特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書 （参考様式第１５－１３－２号）	・新たな契約に係る特定自動車運送業準備雇用契約書の写し （分野参考様式第１５－６号） ・新たな契約に係る雇用条件書の写し （分野参考様式第１５－７号）	在留期間中に新たな雇用契約を締結したときに提出してください。ただし、在留期間中に雇用契約の終期が到来した場合において、雇用契約の満了日から再度雇用契約を締結又は更新する場合は提出の必要はありません。 （「新たな雇用契約を締結したとき」の例） ・一時帰国に際して、一旦雇用契約を終了し、契約終了の届出をしたが、再入国後に再度雇用した場合

○提出先となる特定自動車運送業準備所属機関の住所（法人の場合は、登記上の本店所在地）を管轄する地方出入国在留管理局・支局は以下のとおりです。

地方局・支局名	担当部門	住所	報告を管轄する都道府県
札幌出入国在留管理局	審査部門	【持参による提出先】 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 【郵送による提出先】 〒062-0931 札幌市豊平区平岸1条22丁目2-25	北海道
仙台出入国在留管理局	審査第二部門	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京出入国在留管理局	就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、新潟県、山梨県、長野県
東京出入国在留管理局 横浜支局	就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目29番53号	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
大阪出入国在留管理局 神戸支局	審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	兵庫県
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松出入国在留管理局	審査部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門	【持参による提出先】 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 【郵送による提出先】 〒814-0005 福岡県福岡市早良区祖原14-15	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
福岡出入国在留管理局 那覇支局	審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	沖縄県

○報告の具体的な記載方法についてはホームページの記載例を御参照ください。

各種報告様式はコチラ→



記載例はコチラ
在留資格「特定技能」に係る届出
(参考様式第3-1-1号及び
3-1-2号)の
記載例を御参照ください。→



○その他、特定技能に係る詳細については運用要領及び特定分野に係る要領別冊等を御参照ください。

要領等はコチラ→



★報告を提出する前に以下をチェックしてください★

- ☐ チェック漏れや記載漏れはありませんか。
- ☐ 報告を行う機関及び担当者は特定自動車運送業準備外国人所属機関及びその職員になっていますか。
※登録支援機関が特定自動車運送業準備所属機関の代わりに報告を行うことは認められませんので御注意ください。
- ☐ 署名すべき欄はきちんと署名されていますか。印字していませんか。
- ☐ 署名する人は間違っていないですか。
- ☐ 事由が発生又は事由を認知してから14日以内の提出ですか。
※届出が遅延した場合は、その理由を記載した理由書を提出する必要があります。
- ☐ 提出すべき報告書は全てそろっていますか。
- ☐ 添付書類に記載漏れや誤りはありませんか。
- ☐ 提出先は、法人の場合は法人登記上の本店所在地、個人事業主の場合は事業主の方の住民票上の住所を管轄する地方局又は支局になっていますか。
※事業所（支店、工場、店舗等）単位で作成・提出するものではないため、御注意ください。